

福岡市保健医療施設指定管理者選定・評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 福岡市保健医療局所管の公の施設のうち、保健医療施設について、指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の管理運営状況の評価を適正かつ公正に実施するため、指定管理者選定・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の名称等)

第2条 委員会の名称、委員定数、所管施設及び事務局は別表のとおりとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について、参考となる意見を述べる。

- (1) 指定管理者の募集要項に関すること。
 - (2) 指定管理者の選定基準に関すること。
 - (3) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
 - (4) 指定管理者の指定取消しに関すること。
 - (5) 管理運営業務等に係る評価基準に関すること。
 - (6) 管理運営業務等に係る評価に関すること。
- 2 委員会は、次の事項について意見聴取を行う。
- (1) 指定管理者の候補者からの提案内容に関すること。
 - (2) 指定管理者からの管理運営業務等の実施状況に関すること。
- 3 その他保健医療局長（以下「局長」という。）が委嘱する事項。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から局長が選任する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、中小企業診断士のいずれかの資格を有する者
 - (3) 自治協議会、町内会、その他地域住民による保健衛生関係団体の役員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、5年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会議を総理し、委員会を代表する。

(委員でない者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項に関し知識ある者等の出席を求めることができる。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(会議の公開、非公開)

第8条 委員会の会議の公開・非公開については次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項第1号、同項第5号、第2項第2号に規定する事項に関する会議については公開とする。
- (2) 第3条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議については、公開とする。ただし、その会議の内容が、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときはこの限りではない。
- (3) 第3条第1項第3号、同項第4号、及び同項第6号及び第2項第1号に関する会議については非公開とする。

- 2 委員会の会議を開催するときは、あらかじめ選定・評価委員会の名称、日時、場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項を公表するものとする。
- 3 第3条第1項第2号及び第3項に規定する事項に関する会議について、非公開とする場合は、委員会の会議の冒頭において決定するものとする。この場合において、会議を非公開としたときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 4 公開による委員会の会議は、委員長の許可を得て、これを傍聴することができる。この場合においては、傍聴者に対し、会議の資料（非公開情報に該当する部分を除く。）を提供するものとする。
- 5 委員会の会議に係る傍聴の手続等については、委員長が定める。
- 6 委員会は、事業者の選定及び評価過程における公正性、透明性を確保するため、会議の議事録を作成するものとする。
- 7 選定の過程及び評価の過程については、会議終了後、議事録等により選定及び評価結果と併せて、速やかに公表するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員、事務局員、その他委員会の会議に出席した者は、委員会の会議において知り得た情報を公表してはならない。ただし、福岡市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表

委員会名	定数	所管施設	事務局
福岡市保健医療施設 指定管理者選定・評価委員会	5名 以内	福岡市立急患診療所 ・福岡市立急患診療センター ・福岡市立東、博多、南、城南、西急患診療所	福岡市保健医療局 地域医療課
		福岡市立島しょ診療所 ・福岡市立玄界診療所 ・福岡市立能古診療所	